



中国会計税務実務

2020年第18号

今回のテーマ：ハイレベル対外開放の推進 開放による改革・発展の促進（2020年版外商投資ネガティブリスト）

国家発展改革委員会と商務部は6月23日、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」を公布した。2020年版の外商投資ネガティブリストは、各分野に対してより広く、より深く、そしてより全面的に対外開放を推進し、ハイレベル開放による経済水準の向上を目指して制定された。

主な内容：

	主な内容
主な開放措置	<p>2019年版ネガティブリストと比較すると2020年版はその範囲を更に減らしており、サービス業・製造業・農業の開放レベルを上げている。外資による投資が禁止または制限される業種は、全国では40項目から33項目へと減少し(▲17.5%)、また自由貿易試験区では37項目から30項目へと減少し(▲18.9%)かつ1項目が部分的に開放されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●サービス産業における重点分野の開放を加速する。金融分野では、証券会社、証券投資基金管理会社、商品先物取引会社、生命保険会社において、外資による持分比率の制限を撤廃した。インフラ分野では、人口50万人以上の都市で上下水道を建設・運営する際の中国側が持分を保有し支配しなければならないとする規定を撤廃した。さらに交通輸送分野では、航空交通管制業務での外商投資を禁止するとの規定を撤廃するとともに、民間空港に関する条項を調整した。 ●製造業・農業への参入規制を緩和する。製造業分野では、商用車製造の外資による持分比率の制限を緩和するとともに、放射性鉱物の採掘、製錬、加工および原子力燃料の生産への外商投資の禁止に関する規定を撤廃した。農業分野では、小麦の新品種の選択、栽培ならびに種子の生産において、中国側の持分比率を（支配から）34%以上の保有に緩和した。 ●自由貿易試験区で試験的な開放を続ける。具体的には、全国の開放措置を基礎として、自由貿易試験区で先行試験を引き続き展開する。医薬品分野では、中薬への外商投資を禁止する規定を撤廃した。また教育分野では、外商独資による（学校類）職業教育機関の設立を認可する。
『外商投資法』及び実施条例との関係	<p>ネガティブリストは、外商投資に対する参入前の取扱いの根拠となるだけでなく、ネガティブリストによる管理制度の根拠となるものである。2020年版ネガティブリストは『外商投資法』及び実施条例施行後の新版として更なる開放拡大を掲げている。各法律法規との関連は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外資参入の平準的な管理を実施する。関連主管部門は法に従い職務を遂行する際、国外投資者がネガティブリストの分野における投資を希望する場合で、ネガティブリスト規定に違反する場合には、ライセンス・企業登記その他の関連事項を取り扱ってはならないとしている。また固定資産投資項目の審査・ライセンスに関する場合も同様に、これらの関連事項を取り扱ってはならないとしている。 ●中外合作（合同）経営に関する制限規定を調整する。『外商投資法』施行を受けて、『中外合作経営企業法』は廃止される。外商投資ネガティブリストのうち、中外合作（合同）経営企業の投資規定については今後適用しない。例えば、「医療機関は合併・合作に限る」の項目については、今後「医療機関は合併に限る」と調整する。 ●ネガティブリストに免除規定を追加する。外商投資構成は複雑であることから、法律法規に関する特別な状況を考慮する必要がある。2020年版ネガティブリストには免除規定がされ、「國務院の関係主管部門の審査を経て、國務院が承認した特定の外商投資については、ネガティブリストにおける関連分野の規定は適用されない」としている。

お見逃しなく：

- 2020年版外商投資ネガティブリストは7月23日から適用される。
- ネガティブリスト以外の分野については、内外資企業に対して平等に対応する。そのため、いかなる部門も外資に対して特別の参入制限規定を設けない。
- ネガティブリストは減少する一方で、追加はしない。ネガティブリストを訂正・改正する際は、外資に対する制限を追加若しくは厳格化することなく、更に門戸を開放する。
- 自由貿易試験区の「試験場」としての役割を拡大・発揮する。引き続き自由貿易試験区で開放の拡大に関するテストを行いながら、一部の分野で先行して開放する。
- 外資を利用する中国の政策は変わることなく、また中国に投資する各国の企業により良いサービスを提供する方針も変わることはない。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com